

総合病院水戸協同病院 臨床研修医規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づき、筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター茨城県厚生農業協同組合連合会総合病院水戸協同病院以下、当院）における臨床研修医（以下「研修医」という）の定義及び、労務、服務について以下の通り定める。

(研修医の定義)

第2条 この規程における研修医とは、第2章に定める手続きを経て当院の研修プログラムに採用される者とする。

2 臨床研修期間は原則2年間以上とする。

(遵守義務)

第3条 研修医は、次の各号に留意して遵守しなければならない。

- (1) この規程及び茨城県厚生農業協同組合連合会が定める諸規則を守らなければならない。
- (2) 服務上の指示命令に従い、その義務を忠実に履行しなければならない。
- (3) 医療人として必要な基本姿勢・態度の向上に努めること。
- (4) 職場の秩序を保持し、同僚並びに職種間の協力を努めること。
- (5) 反社会的勢力に対しては断固として排除する姿勢を維持すること

第2章 人事

第1節 採用

(定員)

第4条 研修医の定員は毎年中長期的な採用計画に基づき、臨床研修管理委員会、研修管理委員会で審議し、希望採用人数を決定する。茨城県の調整により定員上限が決定されたのちに正式に募集人数を公表する。

(資格)

第5条 当院における研修医は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に準拠し、臨床研修を受ける者は医師国家試験に合格し、医師免許を有する者でなければならない。

(募集)

- 第6条 厚生労働省のマッチングシステムに参加し、当院のホームページや研修案内パンフレット等において公開し、全国から募集をする。
- 2 募集対象者は医師免許取得者（当該年度の医師国家試験を受験する者を含む）とする。但し、すでにほかの病院等で臨床研修またはこれに準じる診療業務を行った者を除く。
 - 3 当院の研修理念と基本方針に合致した採用活動を実施するため、公募に関する規定は原則マッチング終了後に見直しを行う。

(選考)

- 第7条 応募者を対象とした選考試験（小論文、面接等）を実施する。選考試験委員は医師、看護部門、コメディカル部門、事務部門から臨床研修管理委員会内で選定する。
- 2 選考試験の詳細や、日程、必要書類等は研修管理委員会または臨床研修管理委員会にて決定し、募集要項を作成し、ホームページに公開する。茨城県修学生についても、非該当者と同条件で選考を行うが、日程に関しては制限されることがある。

(採用)

- 第8条 研修医の採用は、履歴書・小論文・面接にて選考した者の内、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチングの結果によりマッチングした者とする。または、定員枠内であれば、2次募集等で就職を希望する者の中から選考し、適格と認めた者を採用することができる。

(採用手続)

- 第9条 研修医は、採用時に次の書類を提出しなければならない。
- (1) 医師免許証（登録済証明書）
 - (2) 誓約書
 - (3) 身元保証書
 - (4) 住民票記載事項の証明書
 - (5) 通勤の方法及び略図
 - (6) その他、指定する書類
- 2 前項各号の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、その都度速やかに届出なければならない。

(採用取消)

- 第10条 採用内定者が次のいずれかに該当した時は、採用を取り消す。
- (1) 医師免許取得見込みで応募した者が取得できなかったとき。
 - (2) 経歴に偽りがあったとき。
 - (3) 犯罪行為など社会的批判を受ける行為があったとき。

(4) 知り得なかった不適格な事由がその後判明したとき。

(処遇)

- 第11条 研修医の身分は、当院の常勤嘱託職員とする。
- 2 勤務形態、報酬、社会保険等については、雇用契約書に記載する。
 - 3 その他の処遇については茨城県厚生農業協同組合連合会職員就業規則（以下、就業規則）を準用する
 - 4 引き続き当院での専門医研修を希望する場合、採用試験を行い、合格者を当院の専攻医プログラム枠にて採用する

(所属)

第12条 研修医の所属は特定の診療科・部門に属さず、研修責任者並びにプログラム責任者の管理者のもと研修プログラムに則り研修を行うこととする。

第2節 退職・解雇

(退職)

第13条 研修医が次の各号の一に該当する場合は退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 研修修了後の勤務先を自由に選択する権利があり、当院で引き続き研修を希望しない場合。
- (3) 第14条による研修の中断の場合。

(解雇)

第14条 研修医が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 経歴を偽り、その他不正手段によって採用された場合。
- (2) 就業規則4章5節51条に該当する場合。

第3章 勤務

(労働時間、勤務区分及び始業・就業)

第15条 就業規則第2章第1節に定める通りとする。

(休日・休暇及び欠勤)

第16条 就業規則第2章第2節に定める通りとする。

- 2 但し、就業規則第2節第17条の療養休暇に関しては、雇用契約開始時点で勤務実績が1年に満たない場合は適用しない。

(出勤・退勤・欠勤・遅刻・早退及び職場離脱)

第17条 就業規則第2章第3節に定める通りとする。

(時間外及び休日勤務)

第18条 就業規則第2章第4節に定める通りとする。

2 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合はその必要の限度において、時間外の勤務を命ずることがある。

(出張)

第19条 就業規則第2章第5節及び水戸協同病院における医師、職員の学会・研究出張、研修出張に関する取扱内規に定める通りとする。

(当直及び日直)

第20条 研修医は、臨床研修プログラムに基づく研修の一環として、当直または日直を命じられることがある。

2 前条に定める取り扱いは就業規則第2章第6節に定める通りとする。

第4章 給与

(給与)

第21条 研修医に支給する給与は、茨城県厚生農業連合組合職員給与規程に基づき支給する。

第5章 安全及び衛生

(安全、緊急措置および保険衛生)

第22条 安全、緊急措置及び保健衛生は就業規則第6章に定める通りとする。

第6章 災害補償

(業務上の傷病)

第23条 業務上または通勤途上において傷病を受けた場合は就業規則第7章に定める通りとする。

第7章 賞罰

(表彰及び懲戒の原則)

第24条 賞罰については、就業規則第8章に定める通りとする。

第8章 雑則

第1条 この規程の改正は、臨床研修管理委員会の議を経て病院長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、臨床研修管理委員会が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。